

外国人県民実態調査事業 委託要綱

1 目的

本県における外国人県民は 34 万人を超え、過去最高を更新した。東南アジア諸国を中心に、多国籍化も進んでいる。また、2027 年から施行される「育成就労」制度により、今後永住傾向が進むことが見込まれる。

こうした現状を踏まえ、多様化する外国人県民の実態や課題を把握することを目的とした調査を行い、本県が 2027 年度に予定している新「あいち多文化共生推進プラン」（仮称）の策定のための基礎資料とすることを目的とする。

2 委託業務内容

(1) 調査概要

ア 調査対象者

名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、西尾市、小牧市、春日井市、一宮市、豊川市、安城市、碧南市、刈谷市、知立市、瀬戸市、半田市、高浜市、豊明市、稲沢市の 18 市に居住する満 18 歳以上の外国籍住民

イ 調査方法及び調査対象者数

郵送で依頼し、郵送又はウェブサイトでの回答（8,000 人）

ウ 調査回数 1 回

エ 抽出方法

県があらかじめ定めた市ごとの調査対象人数に応じ、住民基本台帳に基づく無作為抽出

オ 調査期間 2026 年 9 月から 11 月まで(予定)

カ 調査項目

性別、年齢、在留資格、滞日歴、家族構成、仕事、子どもの就学状況、社会保険への加入状況、日本語能力・学習方法、防災についての知識、老後についての備え、日常生活での課題等

(2) 委託内容

ア 調査票の作成

(ア) 本県が提供する調査項目（50 問程度）を基にイラストの挿入やレイアウトを工夫して、調査票を作成すること。

(イ) 調査票は日本語で作成した上で、英語、ベトナム語、ポルトガル語、フィリピン語、中国語、ネパール語、インドネシア語、ミャンマー語、スペイン語、シンハラ語に翻訳すること。また、日本語版のすべての漢字にルビを振ること。

(ウ) 調査票の印刷を行うこと。なお、外国語版の調査票の印刷数は調査対象者の抽出結果に従うこと。

イ 回答用ウェブページの作成

(ア) 日本語、英語、ベトナム語、ポルトガル語、フィリピン語、中国語、ネパール語、

インドネシア語、ミャンマー語、スペイン語、シンハラ語の調査票の閲覧及び回答が可能なウェブページを作成すること。

(イ) ウェブページはスマートフォンでの閲覧・操作に対応したものとする。

ウ 調査対象者への調査票の送付

(ア) 本県が調査対象市に依頼し、住民基本台帳を基に無作為抽出されたリストを利用し、調査対象者へアンケートを送付すること。

(イ) 送付書類は、日本語版調査票及び本県が指定する言語の調査票を各1部、QRコードを掲載したウェブサイトでの回答の案内並びに返信用封筒とする。なお、送付に係る費用は受託者の負担とする。

(ウ) 外国人住民のリストは必要に応じて受託者が市より受け取る。

エ 回答の回収

(ア) 回収に係る費用は受託者の負担とする。

(イ) 目標回収率を設定し、目標達成に向けての取組を実施すること。

オ 回答の集計及び分析

(ア) すべての設問の回答について、選択肢ごとの回答数、構成比の算出及びグラフ作成を行うこと。

(イ) 記述回答について日本語訳を行うこと。

(ウ) これらの集計について、回答者の国籍別及び市町村別でも行うこと。

(エ) 回答データをピボットテーブルにまとめること。

(オ) その他、アンケートの結果をわかりやすく、かつ、有効に活用できるような分析を行うこと。

(3) 報告書の作成及び提出について

ア 報告書冊子の作成

(ア) 調査結果をまとめた報告書及び報告書の概要版を作成すること。

(イ) 報告書はA4版で30部作成すること。

(ウ) 報告書概要版は主要な調査結果についてわかりやすくまとめたもので、A4版で30部作成すること。

(エ) 報告書及び概要版は日本語で作成し、すべての漢字にルビを振ること。

イ 調査対象市別の報告書冊子の作成

(ア) 調査対象の18市別の回答結果をまとめた各市版報告書を作成すること。

(イ) 各市版報告書はA4版で各3部作成すること。

(ウ) 各市版報告書は日本語で作成し、すべての漢字にルビを振ること。

(エ) 各市版報告書のうち各1部を愛知県へ、2部を当該市へ送付すること。

ウ 報告書データの提供

(ア) 報告書及び概要版並びに各市版の報告書すべてを記録したCD-ROMを作成し、2部提出すること。

(イ) 調査対象市に送付するため、報告書及び概要版並びに当該市版の報告書を記録したCD-ROMをそれぞれ1部作成し、当該市へ送付すること。

(ウ) データはWindows用電子データ（文章はワードファイル、基本データ・グラフ等

はエクセルファイル) で作成すること。

エ 報告書の提出について

(ア) 提出期限

2027年2月26日(金)までに全ての報告書を提出すること。

(イ) 提出先

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(〒460-8501)

宛名 愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室

各市版の報告及びデータのCD-ROMは、各市へ送付すること。

(ウ) その他

報告書は愛知県のウェブサイト等で公表されることを前提に作成すること。

3 その他留意事項

(1) 県との協議及び総括責任者の設置

ア 受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。

イ 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

ウ 何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

(2) 著作権等の保護

ア 業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。

イ 成果品について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

ウ 著作権を始め、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとするが、すでに受託者が持っている著作権を活用した成果物など、受託者が特に必要と認める場合は、県と受託者との協議の上、県の業務に支障がない範囲において、著作権を受託者の帰属とすることができる。

(3) 情報管理

ア 受託者は、業務の遂行に当たっては、県や企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

イ 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

ウ 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(4) 調査に当たっては、受託者において調査員証明書を作成し、調査員に携帯させること。

(5) 一括再委託の禁止

委託業務の全部及び主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に協議するこ

と。

(6) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

(7) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い等

ア 受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保有しなければならない。

イ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

(8) その他

本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
なお、本要綱に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。